

厚生労働省防災業務計画(抄)

平成13年2月14日厚生労働省発総第 11号制定

(最終修正)平成22年11月17日厚生労働省発社援1117第9号修正

この計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第36条第1項並びに大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第6条第1項、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第6条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第6条第1項の規定に基づき、厚生労働省の所掌事務について、防災に関し講ずるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項等を定め、もって防災行政事務の総合的かつ計画的な遂行に資することを目的とする。

この計画の効果的な推進

厚生労働省は、この計画を効果的に推進できるよう、毎年、災害対策基本法第36条第1項の規定に基づき、この計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第1編 災害予防対策

第3章 医療・保健に係る災害予防対策

第1節 医療施設の災害に対する安全性の確保

- 1 厚生労働省医政局、都道府県及び市町村は、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、助言及びその他の支援を行う。
 - (1) 医療施設における耐震性その他の安全性を確保すること。
 - (2) 医療施設における電気、ガス、水道等のライフラインの確保に関すること。
 - (3) 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
 - (4) 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。
- 2 厚生労働省医政局及び都道府県は、医療施設の管理者に対して、医療施設における消火器具、警報器、避難用器具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。
- 3 厚生労働省医政局、健康局及び医薬食品局並びに都道府県は、放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずるおそれのある物を取扱う医療施設の管理者に対して、災害の発生時におけるこれらの物の取扱いについて指導する。

第2節 災害時医療体制の整備

第1 都道府県内における体制整備

- 1 都道府県は、医療計画等に基づき、保健所の活用等に配慮しつつ、災害時医療体制の整備に努める。
- 2 厚生労働省医政局は、都道府県による災害時医療体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第2 地域の医療関係団体との連携

- 1 都道府県及び市町村は、災害時における医療の確保のため、地域の医療関係団体との協定の締結等により、連携の強化に努める。
- 2 都道府県は、あらかじめ日本赤十字社との災害救助法による医療等の実施に係る委託契約を締結し、災害時における救護班の確保に努める。

第3 災害拠点病院の整備

都道府県は、災害時の患者受入機能、水・医薬品・医療機器の備蓄機能が強化され、応急用資器材の貸出し等により、地域の医療施設を支援する機能等を有する災害時に拠点となる災害拠点病院を選定し、又は設置することにより、災害時医療体制の整備に努める。

第4 災害派遣医療チーム(DMAT)等の体制整備

- 1 厚生労働省医政局は、災害派遣医療チーム(DMAT)等の運用にかかる体制を整備するために、日本DMAT活動要領を策定する。
- 2 都道府県は、日本DMAT活動要領に基づき、DMAT運用計画を策定し、災害派遣医療チーム(DMAT)等の運用にかかる体制を整備する。
- 3 都道府県は、救護班による災害時における医療の確保のため、常時、日本赤十字社各支部との協定内容の確認等を行うなど連携の強化に努める。
- 4 厚生労働省社会・援護局は、都道府県に対し日本赤十字社関係の情報提供等を行うなど、都道府県との連携の強化を図る。
- 5 日本赤十字社は、日赤救護班の運用及び災害派遣医療チーム(DMAT)との協働に係る体制を整備する。

第5 災害時情報網の整備

厚生労働省医政局、健康局及び都道府県は、大規模災害発生時において医療機関における傷病者数等の状況等の被害の規模を推測するため、広域災害及び救急医療に関する情報システム（コンピュータ等を利用し、災害時に医療施設の診療状況等の迅速な把握が可能な広域災害・救急医療情報システム）により、国・都道府県間、都道府県・市町村・保健所間、保健所・医療施設間等の災害時における情報収集及び連絡体制の整備に努める。

第6 災害時の対応マニュアルの作成等

- 1 都道府県は、既存の救急医療体制で対応できない規模又は種類の災害が発生した場合の被災地における医療供給の支援体制、医療関係団体との協力体制、患者等の搬送方法、都道府県域を超えた支援体制等について、地域防災計画への記載に努めるとともに、都道府県間の連携について配慮するものとする。
- 2 すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣方法を記したマニュアル（以下「病院防災マニュアル」という。）の作成に努める。
- 3 厚生労働省医政局は、都道府県に対し、地域防災計画における医療供給の支援体制の整備について必要な助言及びその他の支援を行うとともに、病院に対し、病院防災マニュアル作成のためのガイドラインを周知する等により、必要な支援を行う。

第3節 災害時における救急患者等の搬送体制の確保

- 1 都道府県は、災害時における救急患者及び医療活動従事者の搬送のため、平常時から、陸路・海路・空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。
- 2 厚生労働省医政局は、防災基本計画（平成9年6月3日中央防災会議決定）第2編第2章第3節2(2)等に掲げる救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）等の緊急輸送や同節2(3)に掲げる傷病者の搬送を円滑に進めることができるようにするため、国土交通省、海上保安庁、防衛庁、消防庁及び警察庁（以下「緊急輸送関係省庁」という。）との必要な調整を行う。

第4節 後方支援体制の確保

- 1 都道府県は、当該都道府県においては対処することが困難な規模の非常災害が発生した場合における医療を確保するため、近隣都道府県と調整し、災害時の相互協力体制の確立に努める。

- 2 厚生労働省医政局は、前項の相互協力体制の確立のため、必要に応じ、助言その他の支援を行う。

第5節 医薬品等の安定供給の確保

第1 災害時情報網の整備

- 1 都道府県は、医療機関、医薬品等関係団体、日本赤十字社、都道府県薬剤師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備に努める。
- 2 厚生労働省医政局及び医薬食品局は、都道府県、医薬品等関係団体、日本赤十字社、社団法人日本薬剤師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備に努める。

第2 災害時における医薬品等の搬送体制の確保

- 1 都道府県は、災害時における医薬品等の搬送のため、平常時から、マンパワーの確保及び自転車、自動二輪車を含めた搬送手段の確保に努める。
- 2 厚生労働省医政局及び医薬食品局は、防災基本計画第2編第2章第4節1(2)に掲げる医薬品等の緊急輸送を円滑に進めることができるようにするため、緊急輸送関係省庁との必要な調整を行う。

第3 医薬品等の供給、管理等のための計画

- 1 都道府県は、「大規模災害時の医薬品等供給システム検討会報告書」（平成8年1月厚生省大規模災害時の医薬品等供給システム検討会報告）等を参考とし、関係者間の情報連絡体制、災害用の備蓄医薬品等の確保方策、保管・管理体制等を内容とする医薬品等の供給、管理等のための計画の策定に努める。
- 2 厚生労働省医政局及び医薬食品局は、都道府県が行う医薬品等の供給、管理等のための計画策定に際し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第6節 災害医療対策に係る研究及び研修の推進

厚生労働省医政局は、医療機関等の役割、救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）等の活動、災害時の情報網、災害時に多発する傷病者の診療技術等災害医療対策に係る研究及び研修を推進する。

第7節 防疫に係る防災体制の整備

- 1 都道府県及び市町村は、防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

- 2 都道府県は、災害時の衛生状態の悪化や拡大により、防疫に必要な器具機材等が不足する場合に備え、平常時から、器具機材の確保や近隣都道府県との応援体制の確立に努める。
- 3 厚生労働省健康局は、都道府県及び市町村が行う防疫に係る防災体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第8節 個別疾患に係る防災体制の整備

第1 人工透析

- 1 都道府県は、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者への対応も含めた災害時の人工透析医療を確保するため、社団法人日本透析医会その他の関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保に努める。
- 2 厚生労働省健康局は、都道府県が行う人工透析医療に係る防災体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第2 難病等

- 1 都道府県は、人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者その他特殊な医療を必要とする患者（以下「難病患者等」という。）に対する災害時の医療を確保するため、医療機関等の協力を求めるとともに、連絡体制を整備するなど、難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。
- 2 厚生労働省健康局は、都道府県が行う難病等に係る防災体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第2編 災害応急対策

第3章 医療・保健に係る対策

第1節 被災地の状況把握

非常災害時に迅速かつ的確な医療・保健サービスを提供するためには、情報を迅速かつ正確に把握することが重要であることから、厚生労働省医政局その他の関係部局は、被災都道府県・市町村、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社、関係省庁、民間医療施設、医薬品等関係団体等からの以下の事項についての情報収集を行う。

- (1) 被災地の衛生行政機能の被害状況
- (2) 施設・設備の被害状況
- (3) 診療（施設）機能の稼働状況
- (4) 職員の被災状況、稼働状況
- (5) 医薬品等及び医療用資器材の需給状況
- (6) 施設への交通状況 等

第2節 保健医療活動従事者の確保

第1 救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣

- 1 被災都道府県は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健医療活動従事者の数及び不足数について迅速な把握に努める。
- 2 都道府県及び厚生労働省医政局は、自然災害又は人為災害で、被災地外からの医療の支援が必要な可能性がある場合、救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）等の待機を要請する。
- 3 被災都道府県は、当該都道府県外からの医療の支援が必要な規模の災害が発生した場合には、非被災都道府県に対し、救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。また、都道府県間での調整が整わないときは、厚生労働省医政局等に対して要請を行う。
- 4 厚生労働省医政局又は厚生労働省現地対策本部等は、当該都道府県外からの医療の支援が必要な規模の災害により被災都道府県自らが当該調整を行い得ない場合、必要な支援を行う。
- 5 厚生労働省医政局等は、被災した地域の被災者の医療対策のために必要があると認めるとき及び被災都道府県より要請があったときは、災害拠点病院等に対し、救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。
- 6 厚生労働省労働基準局は、被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康福祉機構に対し、労災病院等の医師その他の職員の派遣、医薬品

の提供等必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

また、初期災害医療においては、医療活動に従事する者による自律的な活動が必要であることから、労災病院等は状況等を勘案し、自らの判断に基づき、医師その他の職員の派遣等必要な措置を講ずるものとする。

7 厚生労働省医政局は、被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、独立行政法人国立病院機構に対し、所管病院の医師その他の職員の派遣等必要な措置を講じるよう要請するものとする。

第2 救急患者及び医療活動従事者の搬送体制の確保

1 厚生労働省医政局、厚生労働省現地対策本部、厚生労働省地方厚生局、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構又は被災都道府県・市町村は、防災基本計画第2編第2章第3節2(3)等に規定するところにより災害時拠点医療施設等への救急患者の搬送について、必要に応じ、緊急輸送関係省庁に要請する。

2 厚生労働省医政局、厚生労働省現地対策本部、厚生労働省地方厚生局、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構又は被災都道府県・市町村は、防災基本計画第2編第2章第3節2(3)等に規定するところにより救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)等の緊急輸送について、必要に応じ、緊急輸送関係省庁に要請する。

第3節 被災地における保健医療の確保

第1 医療施設への電気、ガス、水道の確保

1 被災都道府県は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。

2 被災都道府県は、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。

3 厚生労働省医政局は、前2項の措置に関し、必要に応じ、関係省庁との調整等必要な支援を行う。

4 厚生労働省健康局は、医療施設への給水の確保のために必要な調整を行う。

第2 救護所及び避難所救護センターの設置

1 被災都道府県・市町村は、被災状況等を勘案し、適時適切な場所に救護所を設置し、運営する。

2 被災都道府県・市町村は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合には、以下の点に

留意し、避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（以下「避難所救護センター」という。）の設置運営を行う。

- (1) 設置に当たっては、被災地における医療施設の稼働状況や復旧状況を勘案すること。
- (2) 避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適時適切な対応を行うこと。
- (3) 必要に応じ、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行うこと。

- 3 厚生労働省医政局又は厚生労働省現地対策本部は、被災都道府県・市町村による救護所及び避難所救護センターの設置運営について、必要に応じ、助言及びその他の支援を行う。

第3 医療機器の修理及び交換

- 1 被災都道府県は、必要に応じ、被災地内の病院等に設置されている医療機器の修理・交換を医療機器関係団体等に要請する等の支援を行う。
- 2 厚生労働省医政局及び医薬食品局は、医療機器の修理・交換について、必要に応じ、被災都道府県に対し、助言及びその他の支援を行う。
- 3 厚生労働省医政局は、緊急輸送関係省庁と調整を行い、輸送ルートを確保し、医療機器の修理及び交換が可能となるよう支援する。

第4節 公衆衛生医師及び保健師等による健康管理

- 1 被災都道府県・市町村は、以下により、被災者等の健康管理を行う。
 - (1) 公衆衛生医師及び保健師等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行うこと。
 - (2) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行うこと。
 - (3) 被災者等及び救護活動並びに健康管理に従事している者の精神不安定に対応するため、精神保健福祉センター等においてメンタルヘルスケアを実施すること。
- 2 被災都道府県は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、必要に応じ、厚生労働省健康局に公衆衛生医師及び保健師等の派遣を要請する。
- 3 厚生労働省健康局及び社会・援護局障害保健福祉部は、被災都道府県からの公衆衛生

医師及び保健師等の派遣要請数を確認し、被災都道府県以外の都道府県との調整を行うほか、被災都道府県・市町村の行う被災者等の健康管理に関し、必要な支援を行う。

第5節 医薬品等の供給

第1 被災地の状況把握

- 1 被災都道府県は、被災地内の医薬品等卸協同組合、日本赤十字社等を通じ、医薬品等の在庫及び需給状況を把握する。
- 2 厚生労働省医政局及び医薬食品局は、必要な医薬品等の供給に支障を来さないよう、被災都道府県、医薬品等関係団体、日本赤十字社等から医薬品等の需給状況についての情報収集を行う。

第2 医薬品等の確保及び供給

- 1 被災都道府県は、災害用の備蓄医薬品等の活用や医薬品等卸協同組合、日本赤十字社等への協力要請等により、必要な医薬品等の供給を確保するとともに、被災地内で医薬品等の不足を生じることが予想される場合には、速やかに厚生労働省医政局及び医薬食品局に報告する。
また、被災地内の交通が混乱しているような場合には、自転車、自動二輪車を含めた搬送手段を確保する。
- 2 厚生労働省医政局及び医薬食品局は、被災地で医薬品等（輸血用血液製剤及びガスエソウマ抗毒素を除く。）の不足を生じることが予想され、広域的な対応が必要と判断した場合には、医薬品等関係団体等に医薬品等の供給について協力を要請する。
また、被災地内の医薬品等の供給に当たっては、医薬品等集積所等に対する仕分け・管理を容易にするため、種類別の梱包の実施等の工夫を行うよう要請する。
- 3 厚生労働省医薬食品局は、被災地で輸血用血液製剤の不足を生じることが予想され、広域的な対応が必要と判断した場合には、日本赤十字社に輸血用血液製剤の供給について協力を要請する。
- 4 厚生労働省医薬食品局は、被災地内でガスエソウマ抗毒素の不足を生じることが予想され、広域的な対応が必要と判断した場合には、国家買上げ分を供出する。
- 5 厚生労働省医政局及び医薬食品局は、緊急輸送関係省庁と調整を行い、輸送ルートを確認し、医薬品等関係団体、日本赤十字社等による被災地への医薬品等の供給を支援する。

第3 医薬品等の仕分け及び管理

- 1 被災都道府県は、医薬品等集積所、避難所等における医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導等の実施について、都道府県薬剤師会に要請し、医薬品等の迅速な供給及び適正使用を図る。
- 2 厚生労働省医政局及び医薬食品局は、被災地内での医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導等の実施について、広域的な対応が必要と判断した場合には、社団法人日本薬剤師会等に要請する。

第6節 医療に関する外国からの支援

厚生労働省医政局及び医薬食品局は、医療に関する外国からの支援に関し、発災後可能な限り早期に次の考え方に基づく援助の要否に関する方針を明確にする。

厚生労働省災害対策本部等は、防災基本計画第2編第2章第12節第3項に規定するところにより、政府の非常本部等を通じ、その受入れの可否を関係国に連絡する。

- 1 医療スタッフについては、被災者との日本語による意思疎通が困難である等の問題があるため、国内の他の地域からの派遣により対応することを基本とするが、災害の規模が著しく大規模である場合、治療について外国にしかない特殊な知見を必要とする場合等には、必要に応じ、自己完結的に活動できる外国からの医療スタッフを受け入れるものとする。
- 2 医薬品等については、日本語による表示等の問題があるため国内で確保できるものは国内で確保することを基本とするが、外国にしかない医薬品等を使用する必要がある場合等には、国内に受け入れるものとする。

第7節 防疫対策

- 1 被災都道府県・市町村は、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省公衆衛生局長通知）により策定された防疫計画に基づき、以下の点に留意しつつ、災害防疫活動を実施する。
 - (1) 被災都道府県は、災害発生時の生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に備え、管内市町村に対する迅速かつ強力な指導を徹底し、感染症流行の未然防止に万全を努めること。
 - (2) 夏場に災害が発生した場合や大雨や台風による河川の増水により洪水の発生が想定される場合には、衛生状態の悪化や汚染地域の拡大により、防疫に必要な器具機材等が不足することも想定されるため、被災都道府県は、近隣都道府県に対する応援要請を検討し、必要に応じ、速やかな応援要請を行うこと。
 - (3) 冬場に災害が発生した場合には、インフルエンザが避難所において流行することが考えられるため、被災都道府県は、手洗いやうがいの励行、マスクの活用とともに

に、十分な睡眠の確保、清潔維持などを心がけることについて、被災者に対して注意喚起を行う。

- (4) 避難所は、臨時に多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪化し、感染症発生の原因となる可能性があることから、簡易トイレ等の消毒を重点的に強化すること。
また、施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成するなど、その協力を得て防疫に努めること。

2 厚生労働省健康局は、前項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第8節 個別疾患対策

第1 人工透析

1 人工透析については、慢性腎障害患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して提供することも必要であり、また、透析医療の実施に当たっては、水・医薬品等の確保が重要であることから、次の方法により、人工透析の供給体制を確保する。

(1) 情報収集及び連絡

社団法人日本透析医会が、被災都道府県に伝達する被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況に係る情報に基づき、被災都道府県・市町村は、広報紙、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への確かな情報を提供し、受療の確保を図ること。

(2) 水及び医薬品等の確保

被災都道府県は、社団法人日本透析医会が提供する透析医療機関における水・医薬品等の確保状況に関する情報に基づき、必要な措置を講ずること。

2 厚生労働省健康局及び医政局は、前項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第2 難病等

1 難病患者等への医療を確保するためには、医薬品等（例：ALS等の在宅人工呼吸器用酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品）の確保が必要であることから、次の方法により、難病等に係る医療の供給体制を確保する。

(1) 情報収集及び連絡

- ① 被災都道府県は、被災地及び近隣における難病患者等の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握し、広報紙、報道機関等を通じて難病患者や患者団体等への確かな情報を提供し、受療の確保を図ること。

また、人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者の状況の把握に努めるとともに、これら患者の状況に応じた必要な措置を図ること。

- ② 厚生労働省健康局は、特定疾患対策研究班員を通じて把握した被災地及び近隣

における特定疾患患者の受療状況及び主な医療機関の稼働状況について、被災都道府県へ提供すること。

また、厚生労働省健康局は、特定疾患対策研究班員を通じて把握した被災地等の肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）などの疾病予防に関する情報を被災都道府県へ提供すること。

(2) 医薬品等の確保

被災都道府県は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずること。

また、被災都道府県は、人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者に必要な電力、必要な物品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずること。

- 2 厚生労働省医政局、健康局及び医薬食品局は、前項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第9節 公費負担医療に係る対応

厚生労働省公費負担医療関係部局は、公費負担医療制度対象者の医療を確保する観点から、患者票等を現に所持していない場合等における公費負担医療事務の円滑な実施について、被災都道府県・市町村等に対し、必要な助言等を行う。